

えひめ夢提案制度推進に関するプログラム

番号	A1
支援措置の名称	「えひめ夢提案総合支援事業」の活用
支援措置の内容	地域の”夢”の実現を総合的に支援するため、えひめ夢提案制度を活用した県独自の規制緩和等に加え、「新ふるさとづくり総合支援事業費補助金(えひめ夢提案総合支援事業)」による財政支援を実施する。また、必要に応じて、地方局の担当者等からなる「夢提案実現プロジェクトチーム」を編成し、本庁との連携を図りながら、具体のプロジェクトの実現を支援する。なお、プロジェクトチームの設置期間は原則として3年間とする。
夢特区計画の認定申請の主体	民間団体等(えひめ夢提案制度推進要綱第2条第3号に掲げる夢特区推進主体とする。ただし、市町等を除く。)
適用要件	新ふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱及び新ふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱取扱要領に定める要件を満たしていること。

番号	B1
支援措置の名称	「どぶろくを活用した地域活性化プロジェクトチーム」の設置
支援措置の内容	どぶろくを活用した地域活性化を支援するために、地方局の担当者からなる「夢提案実現プロジェクトチーム」を編成し、市町と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。また、必要に応じて、本庁との連携を図りながら支援を行う。 【地域政策課、生活衛生課、環境保全課、産業振興課、産業技術研究所等】
夢特区計画の認定申請の主体	市町等(えひめ夢提案制度推進要綱第2条第1号)
適用要件	国の構造改革特区(いわゆる「どぶろく特区」)の認定要件を満たしていること。